# 地域地震情報センターの名称等を定める省令 （平成七年運輸省令第四十六号）

地震防災対策特別措置法第十一条第一項の事務を行う場合には、次表第一欄に掲げる気象庁、管区気象台及び沖縄気象台はそれぞれ同表第二欄に掲げる名称を用いるものとし、同表第三欄に掲げる者はそれぞれ同表第四欄に掲げる名称を用いるものとする。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。